

## 議案第 56 号

おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

おいらせ町営住宅管理条例（平成 18 年おいらせ町条例第 145 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 46 号）及び所得税法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）による所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の一部改正に伴い、公営住宅制度に係る引用条項等について、所要の改正を行うため提案するものである。

## おいらせ町営住宅管理条例の一部を改正する条例

おいらせ町営住宅管理条例（平成18年おいらせ町条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第19条に規定する被災者等」及び「ただし、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第2項の期間が満了する日（その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日）までの間に限る。」を削り、同条第5項第1号中「前号」を「ア（イ）」に改める。

第8条第4項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する寡婦又はひとり親であつて、20歳未満の子を扶養しているもの」に改める。

第12条第2項第1号中「それぞれ」の次に「同」を加える。

第42条第1項中「社会福祉法人等）」を「社会福祉法人等」に、「かつ」を「、かつ、」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。